

食料安定供給・農林水産業基盤強化本部幹事会（局長級会合）
の開催について

平成25年5月21日
農林水産業・地域の活力創造本部決定
平成27年2月13日
一部改正
平成27年10月9日
一部改正
平成27年11月25日
一部改正
令和3年11月18日
一部改正
令和4年9月9日
一部改正
令和5年6月2日
一部改正
令和6年8月27日
一部改正（案）

1. 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部を補佐し、我が国の食料の安定供給・農林水産業の基盤強化を図ることにより、スマート農林水産業の推進、農林水産物・食品の輸出促進、農林水産業のグリーン化等による農林水産業の成長産業化及び食料安全保障の強化を推進するための方策を総合的に検討し、施策の進捗管理を行うため、食料安定供給・農林水産業基盤強化本部幹事会（局長級会合）（以下「幹事会」という。）を開催する。
2. 幹事会の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
3. 幹事会の庶務は、農林水産省その他関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

4. 前各項に定めるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(別紙)

「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部幹事会（局長級会合）」構成員

座長	内閣官房	内閣官房副長官補（内政）
副座長	内閣官房	内閣審議官
	農林水産省	大臣官房総括審議官
構成員	内閣官房	新しい資本主義実現本部事務局次長
	内閣官房	デジタル田園都市国家構想実現会議事務局審議官
	内閣官房	国家安全保障局審議官
	内閣府	沖縄振興局長
	内閣府	規制改革推進室長
	内閣府	地方創生推進事務局審議官
	消費者庁	次長
	こども家庭庁	支援局長
	デジタル庁	統括官
	復興庁	統括官
	総務省	大臣官房地域力創造審議官
	出入国在留管理庁	次長
	外務省	経済局長
	財務省	大臣官房総括審議官
	文部科学省	総合教育政策局長
	厚生労働省	政策統括官（総合政策担当）
	経済産業省	<u>経済産業政策局長</u>
	国土交通省	総合政策局長
	環境省	大臣官房地域脱炭素推進審議官

※ 経済産業省の組織再編に伴う構成員の変更。